

平成19年度

定期監査等結果報告書

志摩市監査委員

監査第 10 号

平成20年3月18日

志 摩 市 長 様

志 摩 市 議 会 議 長 様

各部課(局・室・所・施設)長 様

志摩市監査委員 山 川 泰 規

志摩市監査委員 中 村 八 郎

平成19年度定期監査等結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

目 次

1. 監査の実施年月日及び監査対象箇所	1
2. 監 査 の 種 別	2
3. 監 査 の 方 法	2
4. 監 査 の 主 眼	2
5. 監 査 の 結 果	2
全般的共通事項	3
各部課に関する事項	4
総 務 部	4
企 画 部	5
生 活 環 境 部	6
健 康 福 祉 部	7
産 業 振 興 部	8
建 設 部	9
上 下 水 道 部	10
病 院 事 業 部	11
浜 島 支 所	11
大 王 支 所	12
志 摩 支 所	12
阿 児 支 所	12
磯 部 支 所	13
議 会 事 務 局	13
教 育 委 員 会 事 務 局	14
検 査 室	15
出 納 室	15
農 業 委 員 会 事 務 局	15
監 査 委 員 事 務 局	15
 財政援助団体等監査報告	
志 摩 市 観 光 協 会	16

1. 監査の実施年月日及び監査対象箇所

定期監査等実施年月日	実施対象箇所
平成 19 年 5 月 18 日	市長公室・総務課
平成 19 年 5 月 22 日	企画政策課・情報政策課・観光戦略室・庁舎整備対策課
平成 19 年 5 月 23 日	財政課・地域防災室
平成 19 年 7 月 20 日	児童福祉課・ふくし総合支援センター・保険課
平成 19 年 8 月 3 日	浜島支所市民サービス課・浜島支所地域振興課・農林課・農業委員会事務局・商工課
平成 19 年 8 月 17 日	人権啓発推進課・磯部支所市民サービス課・市民課・磯部支所地域振興課
平成 19 年 10 月 5 日	都市計画課・大王支所市民サービス課・建築課・波切保育所
平成 19 年 10 月 11 日	下水道課・水道課・大王病院・大王保健センター
平成 19 年 10 月 19 日	議会事務局・スポーツ食育課・教育総務課・学校教育指導課
平成 19 年 10 月 26 日	志摩支所地域振興課・志摩支所市民サービス課・生涯学習人権課
平成 19 年 11 月 2 日	出納室・阿児支所市民サービス課・課税課・収税課
平成 19 年 11 月 9 日	水産課・斎場浜島やすらぎ苑・浜島中学校・エコフレンドリーはまじま
平成 19 年 11 月 12 日	志摩市観光協会（財政援助団体等監査）
平成 19 年 11 月 16 日	建設整備課・大王支所地域振興課・浜島 B & G 海洋センター・浜島診療所
平成 19 年 11 月 22 日	環境課・清掃課・契約課・検査室
平成 20 年 1 月 11 日	浜島小学校・浜島学校給食センター・迫塩小学校・浜島幼稚園迫塩分園
平成 20 年 1 月 17 日	浜島保健センター・浜島磯体験施設「海ほおずき」・浜島保育所・浜島幼稚園
平成 20 年 1 月 25 日	健康推進課・監査委員事務局・阿児支所地域振興課・地域福祉課
平成 20 年 2 月 1 日	船越小学校・船越中学校・船越幼稚園
平成 20 年 2 月 8 日	波切小学校・波切幼稚園・ともやま公園事務所・大王清掃センター
平成 20 年 2 月 15 日	波切中学校・大王学校給食センター・大王第三保育所・畔名小学校
平成 20 年 2 月 22 日	前島病院・船越保育所

2. 監査の種別

- (1) 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
- (2) 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

3. 監査の方法

本年度の定期監査は、主に平成18年度の事務事業の実施状況を各所属長、係員から説明を受け、運営管理・契約及び工事関係等関係諸帳簿、証拠書類を調査する方法等により監査を実施した。また、前年度の定期監査において、指摘した事項について提出を求めた「措置状況調査表」にもとづいて、その報告のとおり措置されているかを併せて確認した。

一方、本年度現地監査の対象外となった施設については、提出された監査資料をもとに書面監査を行い、確認すべき事項は直接聞き取りを行う方法で実施した。

なお、平成19年11月1日付けで、議会選出監査委員の交代があったため、10月31日以前は山川 泰規、小森 仁が、11月1日以降は山川 泰規、中村 八郎が監査を行った。

4. 監査の主眼

予算及び事務事業の執行が計画的、効率的に行われているか、また、その手続きは適正か、収入の確保が適正に行われているか、支出は経済的、効果的に行われているか、違法不当な会計処理がなされていないか、物品管理及び契約、検収事務が適正に行われているかなどを主眼とした。

5. 監査の結果

わが国の経済情勢は、緩やかな景気の回復が続いていると言われている。しかし、依然として地方財政を取り巻く環境は厳しく、所管する事務・事業の執行にあたっては、施政方針に沿いながら、歳入については市税をはじめとする自主財源の確保に努め、歳出については経常経費の抑制を図りつつ、財政運営の健全化に尽力され、概ね所期の成果を挙げられたものと認めるものである。

また、前年度の指摘事項に対する措置状況については、ほぼ報告どおりの内容で措置されていたが、一部に改善を要する事項が見受けられたため、是正するよう指示した。

なお、監査の結果は次に述べるとおりであるが、監査時に気づいた簡易な事項についてはその都度口頭で指摘し、改善を必要とする項目、特に多額となっている過年度収入未済額(未収金)については、積極的に対応するよう前年度に引き続き指示した。

全般的共通事項

今年度の定期監査を通じて、各課(所属)において共通した指摘・要望事項があったので、次のとおり述べる事とする。

- (1) 随意契約を締結する場合は、地方自治法施行令第167条の2の規定に基づき、随意契約とすべき理由を明確にするとともに、法令等で定められた事項を遵守し、適正な事務処理を要望する。
- (2) 補助金等の交付については、昨今の厳しい財政状況の中、限られた財源の効果的な配分を図るためにも補助の必要性や効果、既得権化した補助金はないか等客観的に精査し、適正な執行に努められたい。また、補助金交付団体等の経理事務等については、以前から機会あるごとに指摘してきたが、担当課でその事務をしている状況がまだ一部見受けられるので、団体の自主自立の育成の面からも各団体へ事務を移行するよう強く要望する。
- (3) 建設工事において、設計変更により契約金額を増額している工事が見受けられる。工事の進捗に伴って工法等の変更が生じる場合等、やむを得ない事情もあると察するが、変更契約に当たっては、その理由についても明確に記載し、安易な設計変更による増額がないよう要望する。
- (4) 現金を領収した時は、「原則当日入金」として歳入処理を行われたい。やむを得ず一時保管する場合は金庫等、施錠できる場所に保管するなどの厳正な対応を望む。
ただし、当日入金が無理な場合は、各所属によりその状況に応じて翌日入金や指定日に入金するなどのルールを作成され、取扱方法を改善されたい。
- (5) 事務処理において、起案書の決済日の記入漏れや印(訂正印含む)漏れ等、多く見受けられたので、適切に処理を行われるよう努められたい。
支出の処理において、特に電気料金については延滞金が発生しないよう、適切に処理されたい。また、施設の老朽化等による水道の漏水も多く発生しているが、毎月の使用料を確認するなどし、早期発見に努められたい。
- (6) 文書管理については、文書管理マニュアルで具体的に処理方法が示されている。しかし、多くの部署において適切な事務処理がなされていないように見受けられたので、今後は文書管理規程等に留意して処理されるよう要望する。

各部課に関する事項

【 総 務 部 】

監査対象〔市長公室・総務課・地域防災室・財政課・契約課・課税課・収税課〕

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘要望事項については次のとおりである。

（ 市 長 公 室 ）

行政運営を円滑にさせるために、広報機能は重要な役割であるが、ケーブルテレビの行政チャンネルの番組設定の工夫や、ホームページの内容の充実等、日々の努力が窺えるので、引き続き市民にとって身近で分かりやすい情報発信に努められたい。

また、様々な市政への要望、苦情等については対応されているが、その「取扱基準」の制定等を検討し、回答についても引き続き迅速かつ慎重な対応を望む。

（ 総 務 課 ）

職員の意欲、能力が十分発揮できる職場づくりを目指すとともに、職員の健康管理を確保するため、時間外勤務が一部の部署に偏らないよう、引き続き適正な人員配置、事務量の均等化を望む。

また、文書管理は市の事務の中で最も基本的で重要なものであり、志摩市においても情報公開制度等に相応する適正な文書管理が求められているところである。しかし、多くの部署で文書の登録、管理について基本的な不備が見受けられたので、担当者の判断により安易に処理することなく、文書管理規程等に基づき適切に事務処理されるよう、今一度全職員への周知を徹底されたい。

（ 地 域 防 災 室 ）

職務上、時間外勤務が多くなっている。労働安全衛生の面からも、きめ細かい応援体制の確立、適正な人員配置などについて具体的な対応を検討されたい。

また、防災訓練については、既に一部の地区において独自に自主防災訓練を始めているので、こうした活動が市全体に波及するよう対策を講じられたい。

（ 財 政 課 ）

厳しい財政状況の中で、中・長期的な計画により健全な財政運営を引き続き期待するものである。当市においては、自主財源の伸び悩みや年々増加する特別会計及び企業会計への繰出し等、市の財政を圧迫する要素が多々あり、担当課としては苦慮されているところであるが、安易に財政調整基金や地方債に頼りすぎることのないよう予算編成に努められたい。

また、未利用の市有地について、売却や貸付等を含めた財産の適正管理と有効活用を図られたい。

事務処理において、各種の書類を合冊する際には、保存年限等に注意し整理されたい。

(契 約 課)

現在、入札制度の一部改正が試験的に実施されているが、今後も市民から信頼される入札契約制度の改革推進に努められたい。

各担当部署において、契約後の設計変更が多数見受けられた。施工状況により必要と認められる場合もあるが、当初設計時の適切な調査、計上に努めるべきと思われるものがあったので、今後は設計変更に係る運用基準等を策定されるとともに、当初設計時における調査の精度向上について指導を望むところである。

(課 税 課)

入湯税の申告において、自主申告ではあるものの相手方の理解、協力を得ながら、帳簿類と申告書を照合する機会を設定するなど、調査確認の体制をとられたい。

事務処理において、各種減免申請書の中で、減免理由や用途目的欄の未記入が見受けられたので今後は注意されたい。

(収 税 課)

厳しい財政状況の中、自主財源の根幹をなす市税の確保については、引き続き三重地方税管理回収機構と連携しながら積極的に対応されるよう望む。

現年度課税分については督促状の発送及び納税相談等により、滞納とならないよう年度内での徴収を徹底されたい。その際に「納付誓約書」及び「家計等状況報告書」は有効な手段であるので、引き続き推進されたい。また、滞納分については、適切な不納欠損処理を含めた収入未済額の解消に引き続き積極的に取り組まれたい。

未収金対策検討委員会の設立により、市全体で各種滞納の取り組みは前進しているので、引き続きその活動に期待する。

【 企 画 部 】

監査対象 [企画政策課・庁舎整備対策課・情報政策課]

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(企画政策課)

志摩市の財政状況はかなり厳しい状況となっているが、景気回復による税収の増加についても大きな期待をできない今、行財政改革を早急に行う必要性があると考え。

歳入については新たな財源の確保に努められたい。また、歳出においてはスクラップアンドビルドの理念に基づいて、限られた財源を有効活用するための改革を検討されたい。

(情報政策課)

日頃からセキュリティ対策については万全を期され、適正に行われているところであるが、セキュリティの確保及び機器の管理についてより一層強化され、個人情報情報の漏洩防止と保護に引き続き努められたい。

(庁舎整備対策課)

共通事項を除いて特に述べることはない。

【 生活環境部 】

監査対象 (市民課・人権啓発推進課(迫間文化会館)・環境課・清掃課
(清掃センター・火葬場))

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(市民課)

窓口業務については、各支所単位で窓口サービスに格差が生じないように、課長会議や担当者会議を持ち、取扱事務方法の統一に努力されているが、今後も常に市民の目線に立った対応に心がけ、住民サービスの向上に引き続き努められたい。

窓口現金の歳入処理においては、一部現金を預け入れるまでの保管期間が長すぎるものがあったので、遅滞なく処理されるよう早急な改善を望む。

(人権啓発推進課)

住宅新築資金等貸付事業の償還業務については、借受人の高齢化、世代交代等の様々な問題を抱えているが、臨戸訪問の実施や督促状などの発送を随時に行うなど鋭意努力されているので、引き続き未済額の解消に向け努力されたい。一層の成果を期待するものである。

(環 境 課)

合併処理浄化槽の設置補助については、環境保全の面からも、市が実施する各種水質検査の結果データ等を広く公表するなどして、浄化槽設置の効果を住民に分かりやすく説明され、設置補助事業の継続拡大に努められたい。

(清 掃 課)

不法投棄の増加は社会的な問題であるが、関係者との連絡を密にして引き続き対応に努められたい。なお、各清掃施設や最終処分場、火葬施設等老朽化が進んでいる中で、施設等で従事する職員においては、事故防止や安全確保を心がけるとともに、健康管理にも十分留意されたい。

指定ごみ袋購入契約において、検収時の添付写真のうち、一部黑板及び検収した職員が確認できなかったのが、今後は適正に事務処理されたい。

各焼却場や最終処分場の修繕工事、委託業務等の発注において、他の自治体の例も参考にし、共通して執行できる業務について、より安価で投資効果のあがる対応を要望する。

【 健 康 福 祉 部 】

監査対象 (保険課・健康推進課(保健センター)・ふくし総合支援センター
地域福祉課・児童福祉課(保育所・児童館・子育て支援センター))

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(保 険 課)

国民健康保険事業については、急速に少子高齢化が進む中で、医療費の増加や保険税の収納率の伸び悩みなどにより、ますます厳しい運営状況となることが予測されることから、国民健康保険税の収入確保には引き続き努力されたい。

また、収納対策として実施している簡易申告の奨励や納付相談、夜間徴収などの取り組みを継続され、収納率向上に努められたい。特に、調整交付金の減額基準に該当しないよう特段の努力を望むものである。

(健 康 推 進 課)

市民の健康づくり推進のため、今後も疾病予防や早期発見に関する健康診査、健康教育や相談、保健指導等の充実強化に努められたい。

施設修繕工事で発注後の監督業務や、検査業務に一部不備があった。小額随意契約において、策定されたマニュアル通りに処理がされていなかったのが、今後再発のないよう適正に事務処理されたい。

(地 域 福 祉 課)

障がい者福祉については、多くの支援事業や給付事業等を実施されているが、今後も障がい者の日常生活向上と自立支援への施策が円滑に推進されるよう、更なる福祉の増進に努められたい。

事務処理において、補助金申請書の中に各種の書類が混同して綴じられていたので注意されたい。また、決裁様式についても統一されるよう取扱いを改められたい。

(児 童 福 祉 課)

次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会を実現するため、志摩市次世代育成支援行動計画等に基づき各種事業を引き続き積極的に推進されたい。

事務処理において、歳入処理の科目に誤りがあったので、再発のないよう努められたい。

また、起案書中の鉛筆書きによる訂正等、一部不備な点が見受けられたので適正な文書の取扱いを望む。

各保育所の文書管理については、各種様式や管理方法が統一されていない状況が見受けられたので、文書管理規程に基づき統一していくよう指導されたい。

保育料の収入未済額については事務整理され、時効中断手続き等適正な措置をとり、不納欠損処理を含めその額の解消に努力されているが、今後も引き続きその額の解消に積極的に対応されることを望む。

(ふ く し 総 合 支 援 セ ン タ ー)

老人クラブの補助金申請について、当課から統一様式に変更していくよう指導されたい。

【 産 業 振 興 部 】

監査対象 (農林課・水産課・商工課・観光戦略室・浜島磯体験施設「海ほおずき」
ともやま公園事務所)

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(農 林 課)

経営者の高齢化、兼業化、後継者不足など、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況であるが、今後も優良農地の保全確保に努めるとともに、新規就農者育成や定年退職者の帰農志向に対応する事業等を関係機関と連携のうえ充実させるなど、就農しやすい環境づくりに努め、自給率の向上になお一層取り組まれたい。

(水 産 課)

自立的かつ継続的に発展できる水産業を目指すため、漁場の環境整備や水産資源の管理等の取り組みに、引き続き努められたい。

担い手の育成や新規参入しやすい環境づくり、また、三重ブランドに認定された的矢かき、安乗ふぐ等続く特産物の開発を推進されたい。

(商 工 課)

各種補助金の交付に関し、実績報告書等に基づき事業内容を十分点検精査し、経済効果を考慮の上で適正な執行に努められたい。

また、市民が悪徳商法等の被害に遭わないよう、ケーブルテレビや防災無線放送を活用し積極的に対応されているので、引き続き関係機関と連携し的確な対応を望む。

(観 光 戦 略 室)

関東方面の学校を対象とし修学旅行を誘致した結果、その成果が現れてきているので引き続き積極的に誘致活動を行われたい。今後も旅客増員のための新たなプランを期待する。

温泉振興を目的とした補助金交付に関しては、統一した取扱基準を策定されるなど見直しを検討されたい。

(浜 島 磯 体 験 施 設 「 海 ほ お ず き 」)

施設のPRや事業内容等も工夫され努力されているが、季節や天候に左右されない事業を盛り込むなどし、年間を通して誘致できる質の高い事業運営に努められたい。

なお、夏期における歳入処理において、多額の現金を施設に保管することは適当ではないので、遅滞なく処理されるよう早急な改善を望む。

(ともやま公園事務所)

様々な工夫を凝らし集客に努められているので、今後も関係機関と連携を図り、活動プログラム等を充実させるなどし、年間を通じた集客力の高い事業を推進されたい。

備品購入の事務処理について一部不備な点が見受けられたので、今後は適正な処理に努められたい。

【 建 設 部 】

監査対象 [建設整備課・都市計画課・建築課]

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(建設整備課)

道路及び河川排水路整備等については、鋭意努力されているところであるが、地域の活性化と市民の安全で快適な生活環境を実現するため、引き続き地域に密着した整備改良に努められたい。

道路拡幅工事における立木補償の算定について、誰が見ても処理経過が確認できるよう報告の決裁を取るなどし、適切な事務処理に努められたい。

(都市計画課)

市営住宅使用料の収入未済額については、口座振替の推進、督促状及び完納指導通知を郵送する等努力されている。今後も引き続き収入未済額の解消に努められたい。

(建築課)

木造住宅耐震診断支援事業及び耐震補強補助事業については、事業の目的及び効果について広く周知徹底され、積極的かつ効果的な事業推進に努められたい。

【 上下水道部 】

監査対象 [水道課・下水道課]

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(水道課)

水道使用料については、検針及び徴収等の業務委託を行い、営業未収金(過年度分)を増やさないう収納体制の強化を図られているので、今後の結果に期待する。

事務処理において、水道施設保守点検業務委託に関し、業務発注にいたる業者の選定から、契約同等一連の書類が確認できなかったため、関係条例や規則を遵守した事務処理を要望する。また、提出された見積書の受付印漏れ、水質検査委託契約の内申の未決裁等があったため適切な事務取扱に努められたい。

維持管理業務に関する一連の書類帳簿目録等が報告されていなかったため、今後は適正に処理するよう要望する。

(下水道課)

事務処理において、決裁や仕様書に明記すべき特記事項が漏れているのが見受けられたため、再発のないよう努められたい。

昨年も指摘したとおり、会計方式の統一については、職員の負担や経費、重複する実務等あらゆる面から検討し、効率的な業務執行ができるよう努められたい。

【 病 院 事 業 部 】

監査対象 [大王病院・前島病院・浜島診療所]

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘要望事項については、次のとおりである。

偏在化による医師不足が全国的な問題となっているが、市立病院統合による大王病院の増改築、それに伴う職員の異動など、病院事業部を取り巻く状況も急激に変化している。限られた財源の中、市民の期待に応えられる安定した医療サービスが供給できるよう期待するものである。

また、医療費の過年度未収金については、これまでもその解消に苦慮されているが、法令等に照らし合わせ時効中断手続き等適正な措置をとり、不納欠損処理を含めその額の解消により一層努力されたい。

事務処理において、大王病院については、診療報酬明細書点検業務委託の書類の中で、一部不備な点が見受けられ、浜島診療所については、契約書の綴りの中に保存年限の違うものが合冊されていたので、今後は事務取扱において注意されたい。

【 浜 島 支 所 】

監査対象 [地域振興課・市民サービス課]

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(地 域 振 興 課)

以前から指摘している財産区の土地貸付及び貸付収入の未済額については、解消に向けた取り組みをされているところであるが、今後は特に未済額の発生を防止するための適切な措置を早急に講じられたい。

(市 民 サ ー ビ ス 課)

共通事項を除いて特に述べることはない。

【大 王 支 所】

監査対象〔 地域振興課・市民サービス課 〕

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(地 域 振 興 課)

共通事項を除いて特に述べることはない。

(市民サービス課)

事務処理において、住民からの苦情が寄せられた際、限られた人数の中現場を早急に確認し対処するよう努力されているので、時間的な制約もあると理解するが、苦情処理簿等を作成して、後日その件について誰でも確認できるような対策を講じられたい。

【志 摩 支 所】

監査対象〔 地域振興課・市民サービス課 〕

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(地 域 振 興 課)

事務処理において、業務委託契約綴に書類の割り印漏れや宛名の未記入が見受けられたので、再発のないよう努められたい。

また、清掃業務委託料の予算計上時の見積書の徴収や予定価格の根拠資料となる見積書の徴収がされていなかったため、今後の事務取扱については適正に処理されたい。

(市民サービス課)

共通事項を除いて、特に述べることはない。

【阿 児 支 所】

監査対象〔 地域振興課・市民サービス課 〕

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘要望事項については次のとおりである。

(地 域 振 興 課)

文書管理において、各種維持工事と小規模修繕工事は工種が異なるので区別されたい。

各種維持工事について、随意契約とする理由が明確にされていないものが見受けられたので、今後説明責任が果たせるよう適切に事務処理されたい。

(市 民 サ ー ビ ス 課)

共通事項を除いて特に述べることはない。

【 磯 部 支 所 】

監査対象 〔 地域振興課・市民サービス課 〕

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘要望事項については次に述べるとおりである。

(地 域 振 興 課)

共通事項を除いて特に述べることはない。

(市 民 サ ー ビ ス 課)

昨年からの指摘であるが、生活保護費の親族受領の手続きについては、現金の代理受領の意味を理解してもらいながら委任状の提出を求める等、トラブルの原因とならないよう万全の措置をとられたい。

【 議 会 事 務 局 】

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘要望事項については次に述べるとおりである。

事務処理において、速記議事録入札契約の書類の中に一部不備な点が見受けられたので、今後の事務取扱において適正に処理されたい。また、各種の書類を合冊する際には、保存年限等に注意し整理されたい。

【教育委員会事務局】

監査対象（教育総務課(小中学校・幼稚園)、学校教育指導課、生涯学習人権課(教育集会所・志摩文化会館・図書館・資料館・公民館・阿児アリーナ・浜島生涯学習センター)、スポーツ食育課(B & G海洋センター・給食センター)・浜島分室・大王分室・阿児分室・磯部分室

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められる。

各施設等については老朽化が進んでいるが、今後統廃合を含めた計画的な整備を行うとともに、指定管理者制度への移行も視野に入れ、教育環境の充実に努められたい。なお、各課の指摘要望事項については次のとおりである。

(教育総務課)

奨学金の償還金収入未済額の回収に関しては、引き続き積極的な取り組みを要望する。

各学校における文書管理について、各種様式や管理方法が統一されていない状況が見受けられた。また、補助金の交付事務処理においては、「志摩市補助金等交付規則」の規定が遵守されていないものもあるので、学校現場で適正に事務処理が行えるよう、実情に即した規程や要綱を検討されたい。一部の学校で、備品台帳への未記入が見受けられたので、適切に指導されたい。

(スポーツ食育課)

一部の学校で給食費の滞納が見られ、その滞納整理に鋭意努力されている。当課においても夜間徴収等を行い積極的に対処されているので、その成果を期待する。滞納額については、引き続き学校及び給食センターと連携し解消に努められたい。

事務処理においては、修繕工事の契約書類の中で、一部随意契約の理由が明記されていない。また、体育協会の補助金交付に関する書類の中で、一部不備な点が見受けられたので、今後は適正に処理されたい。

(学校教育指導課)

不審者については、家庭や地域との連携によりスクールガードの体制が確立し、各地区においてもその取り組みが浸透してきたことで、昨年と比較するとその情報も半数近くに減っている。継続的な取り組みが有効だと考えるので、引き続き子供への安全教育や安全確保に努められたい。

(生涯学習人権課)

事務処理において、情報公開した資料が後日確認できるよう適切に処理されたい。

また、共通事項にも述べているが、補助金交付団体等の経理事務について当課でその事務をしている状況が見受けられるので、団体の自主自立の育成の面からも各団体へ早期に事務を移行するよう強く要望する。

(浜島 B&G 海洋センター)

所属職員は、不規則な勤務体制をとらざるを得ない状況であるので、事故防止や安全確保を心がけるとともに、健康管理にも十分留意されたい。

施設使用料の現金の取扱いにおいては、その保管には十分注意されているところであるが、防犯の面からも休館日前に歳入処理するよう努められたい。

【 検 査 室 】

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘要望事項については次に述べるとおりである。

公共事業費の減少傾向が続く中で、良質な社会基盤整備を推進し後世にその資産を引き継ぐために、工事監督、検査の適正化、施工状況の評価等、指導に努められたい。

【 出 納 室 】

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘要望事項については次に述べるとおりである。

事務処理において、現金の取扱い及び保管方法が各所属所により違うので、現金取扱いについて改善する必要があると考える。公金管理に関する取扱規程等を定められ、適正に事務処理されるよう全職員への指導を徹底されたい。

資金前渡処理において、調書の作成に不備があったので改善されたい。

【 農 業 委 員 会 事 務 局 】

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。共通事項を除いて特に述べることはない。

【 監 査 委 員 事 務 局 】

事務・事業に関する執行等については、概ね良好に処理が行われていると認められた。共通事項を除いて特に述べることはない。

財政援助団体等監査報告

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

1. 監査の対象 志摩市観光協会（所在地:志摩市阿児町鵜方1670番地2）
 2. 監査実施日 平成19年11月12日
 3. 監査の範囲 平成18年度の財政援助に係る出納、その他の事務の執行状況
 4. 監査の方法 平成18年度決算書及び実績報告書に基づき、出納及びその他の事務の執行状況について、必要な資料の提出を求め、出納関係帳簿の整備、記帳は適正か、また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切かなど、それぞれ責任者及び担当者から経理等について聴取するとともに、関係書類の監査を行った。
 5. 監査結果 補助金に係る収入支出事務について、決算書及び実績報告書、現金出納簿等関係書類などにより確認した結果、概ね良好に処理されていると認められた。
しかしながら、事務処理において次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。なお、軽微な事項については、監査実施の際、口頭により指示を行った。
- 「指摘事項」 決算書の記載について、一部不備な箇所が見受けられたので、適切に事務処理され改善されるよう要望する。